

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人米澤善夫の上告趣意のうち、憲法三九条違反をいう点は、第一審判決判示第二の二及び同第二の三の各事実は、別個独立の犯罪であつて、同一の犯罪事実ではないから、所論は前提を欠き、その余の点は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五二年三月二九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	一
裁判官	江	里	口	清 雄
裁判官	高	辻	正	己
裁判官	服	部	高	顯
裁判官	環		昌	一